

# 3階直結式給水に関する取扱要綱

平成9年4月18日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、鳥取市水道事業給水装置の構造及び材質並びに工事の施行に関する規程(平成3年鳥取市水道事業管理規程第1号。以下「装置規程」という。)第5条第2項の規定に基づき、3階直結式給水の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 専用住宅 専ら住居用に使用される建物をいう。
- (2) 店舗兼用住宅 住居用に使用される部分と店舗に使用される部分とを兼用した建物をいう。
- (3) 共同住宅 専用住宅が集合した建物をいう。
- (4) 小規模事務所ビル 住居用に使用しない事務のみを取扱う建物をいう。

## (3階直結式給水の申込み)

第3条 3階直結式給水を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、事前に3階直結式給水協議書(様式第1号)により管理者と協議しなければならない。

2 申込者は、前項の協議完了後、鳥取市水道事業給水条例(昭和48年鳥取市条例第58号)第5条の規定により給水装置工事の申込みをするものとする。

## (適用範囲)

第4条 3階直結式給水の適用範囲は、次に掲げる基準に適合している場合とする。

- (1) 対象地域 配水管年間最小動水圧0.245メガパスカル以上確保できる地域とする。
- (2) 対象建物
  - ア 3階以下(3階屋上部分を除く。)に給水栓のある専用住宅、店舗兼用住宅、共同住宅及び小規模事務所ビルとし、断水時又は減水時においても給水の持続を要する建物は除くものとする。
  - イ 給水高(給水配管の最高地上高)が分岐する配水管の布設してある道路路面から9メートル以下の建物とする。

- (3) メーター口径 メーター口径は、20ミリメートル以上とする。
- (4) メーター設置 メーターは、対象建物1戸につき1個設置する方法、又は各戸別に設置する方法とする。
- (5) 給水管の分岐口径 給水管の分岐口径は、分岐しようとする配水管の2口径以下とする。

### **(他の給水方式と併用禁止)**

第5条 同一建物内又は一つの給水装置で3階直結式給水と受水槽式給水の併用はしてはならない。

### **(使用材料)**

第6条 給水管に使用する材料は、装置規程第7条によるものとする。

### **(逆流防止)**

第7条 逆流を防止するため、3階への立上管には、止水器具を取り付け、かつ、逆流しない構造としなければならない。

### **(給水管の口径決定)**

第8条 給水管の口径決定は、次に定めるところによる。

- (1) 給水管の口径は、装置規程第5条第1項により水理計算し決定する。
- (2) 配水管の設計水圧は、0.196メガパスカルとする。
- (3) 給水管内の流速は、毎秒2.0メートル以下とする。

### **(給水装置の維持管理)**

第9条 3階直結式給水の承認を受けた申込者は、当該建物の給水装置の維持管理を行うため、給水装置工事の申込み時に給水装置維持管理届(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

### **(3階直結式給水の表示)**

第10条 申込者は、管理者の指定する「3F直結」と表示した札を止水栓に取り付けなければならない。

### **(既設建物の取扱い)**

第11条 既設建物の給水装置を3階直結式給水にする場合は、この要綱のほか給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)に適合していることが確認されなければならない。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月18日)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

### 3階直結式給水協議書

年 月 日

鳥取市水道事業管理者

様

申込者 住 所  
(所有者) 氏 名

印

3階直結式給水に関する取扱要綱第3条の規定に基づき協議を申し込みます。

記

1 建物の所在地  
施設名

2 建物の概要 (新設建物・既設建物)

(1) 建物の階数 地上 階建て

(2) 建物の用途 ア 専用住宅 イ 店舗兼用住宅 ウ 共同住宅  
エ 小規模事務所ビル オ その他( )

(3) 使用形態 1階  
2階  
3階

3 給水装置設計者

住所

氏名

電話

4 添付書類

(1) 位置図

(2) 平面図

(3) 立体図

(4) 給水配管図

(5) 使用器具一覧表

(6) 水理計算書

(7) 受水槽以下給水設備図(既設建物の場合のみ)

現場付近の水圧(配管図P 、消火栓番号 )	
最小動水圧	MP a
測定日	年 月 日
	年 月 日
分岐箇所換算水圧	MP a
( )	( )

建物の用途( 新築 ・ 既設 )	配水管と給水管の高低差
(1) 専用住宅	配水管埋設道路面～最高給水栓 m
(2) 店舗兼用住宅	配水管の埋設深度 m
(3) 共同住宅	計 m
(4) 小規模事務所ビル	
(5) その他( )	建物地盤の標高 m

分岐口径 配水管( mm) × 給水管( mm)
-----------------------------

既設建物設備の検査 (1) 建築完成日  (2) 給水配管、器具の状態  (3) その他特記事項  <div style="text-align: right;">以上、報告します。</div>
--


このことについて、3階直結式給水の対象として  
承認・不承認してよろしいか。  
許可条件(不承認の場合はその理由)

-----

-----

## 給水装置維持管理届

年 月 日

鳥取市水道事業管理者

様

申込者 住 所  
(所有者) 氏 名  
電話番号

印

建物の所在地	
施設名	
管理責任者	
緊急連絡先	

上記、建物に係る給水装置の維持管理について、下記事項を誓約します。

### 記

- 鳥取市水道事業給水条例を遵守するとともに、給水装置は当方の責任で維持管理(修繕工事、漏水の防止等)いたします。
- 上記、給水装置の維持管理を行う者として、次の者を選定します。

申込者が選定する指定給水装置工事事業者	
住 所 会 社 名	印
当社は、前記建物内の漏水修理等給水装置の維持管理について責任をもって引き受けます。	

- 断水工事には、全面的に協力し苦情の申し出はいたしません。
- 本誓約事項は、給水装置の所有権が第三者に移転しても継承することとします。